

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和44年岩手県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(校長委任事項)</p> <p>第3条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(事務長の専決事項)</p> <p>第6条 校長の処理すべき事務に関し、事務長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) 報酬、共済費、賃金、報償費、光熱水費、電信電話料金、使用料及び賃借料（土地及び建物の賃貸借契約に係るものに限る。）、負担金並びに公課費に係る支出負担行為をすること。</p> <p>(24)～(27) [略]</p> <p>(不在代決)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事務長が不在のときは、あらかじめ事務長が指定した事項に限り、<u>事務長補佐</u>がその事務を代決する。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(校長委任事項)</p> <p>第3条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 特別支援学校への就学奨励に関する経費の支弁の区分を決定すること。</u></p> <p>(事務長の専決事項)</p> <p>第6条 校長の処理すべき事務に関し、事務長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) 報酬、共済費、賃金、報償費、光熱水費、電信電話料金、使用料及び賃借料（土地及び建物の賃貸借契約に係るものに限る。）、負担金、<u>補助及び交付金</u>並びに公課費に係る支出負担行為をすること。</p> <p>(24)～(27) [略]</p> <p>(不在代決)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事務長が不在のときは、あらかじめ事務長が指定した事項に限り、<u>事務長が指定する職員</u>がその事務を代決する。</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。